

貨物自動車運送事業輸送安全規則第二条の八第一項の規定に基づき一般貨物自動車運送事業者等（特定第二種貨物利用運送事業者を含む。）が公表すべき輸送の安全に係る事項（概要版）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の8第1項関係）

- ①一般貨物自動車運送事業者等（特定第二種貨物利用運送事業者を含む。）が公表すべき輸送の安全に係る事項として、以下の事項を定める予定です。
 - ・輸送の安全に関する基本的な方針
 - ・輸送の安全に関する目標及びその達成状況
 - ・事故に関する統計
- ②安全管理規程等の届出が義務づけられている一定規模以上の事業者が公表すべき事項として、上記に加えて以下の事項を定める予定です。
 - ・安全管理規程
 - ・輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
 - ・輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
 - ・輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
 - ・輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
 - ・安全統括管理者に係る情報